



令和2年8月21日

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 会長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
介護サービス担当課長  
(公印省略)

令和2年度老人福祉施設に対する指導監査の実施について (通知)

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、例年、老人福祉法等に基づく標記指導監査をおおむね7月より、順次実施させていただいているところです。

令和2年度におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実施時期等について検討していたところですが、この度、10月から指導監査を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等の変化によっては、指導監査の延期等を検討させていただきますことを申し添えます。

問合せ先  
高齢福祉課監査グループ 山田  
電話 (045)210-1111 内線 4832

## ■提示書類

### (1) 規程関係

管理規程、旅費規程、就業規則、非常勤職員就業規則、給与規程、賞与規程、退職金規程、育児休業規程、介護休業規程、苦情解決に関する要綱、第三者委員の設置等に関する要綱 等

### (2) 労務関係

職員採用関係書類、各種辞令、労働者名簿、休日・時間外労働協定の届出、賃金の法定外控除の協定書、給与口座振込同意書、賃金台帳、諸手当認定簿、時間外勤務命令簿、職員健康診断結果票、雇用（労働）契約書、給与支払報告書 等

### (3) 安全・衛生管理関係

衛生管理者選任届、産業医選任報告書、安全衛生委員会名簿、同議事録、害虫駆除記録、循環式浴槽清掃記録、貯水槽清掃記録、飲料水水質検査記録、検食簿、給食原材料及び調理済食品一覧表（直近1ヶ月）、調理職員細菌検査結果表、宿直日誌 等

### (4) 防災・消防関係

消防計画、消防計画作成届出書、防火管理者選任届出書、消防設備保守点検記録、避難及び消火訓練実施記録 等

### (5) 職員会議等各種報告記録

各種会議・委員会議事録、研修報告 等

### (6) 職員の勤務表

勤務表（直近1か月）、組織図※

※当日のヒアリングで対応していただいた方の名前が分かる事務分担表又は組織図を用意してください。

### (7) 利用者関係

運営規程、施設サービス計画、事故等報告書、苦情対応等記録、健康診断等結果票、各種指針・マニュアル（事故防止、苦情対応、身体拘束防止、感染症・食中毒防止等）、利用者預り金の取扱規程、預り金出納簿・通帳 等

○必要に応じて、監査当日に関係書類のコピーをいただく場合もあります。

○上記以外の書類等についても、必要に応じて確認することがあります。

## ■監査当日のお願いについて

令和2年度の実地指導監査は、新型コロナウイルスの感染防止対策等に配慮した進行を心掛けさせていただきたいと考えております。できるだけ、効率的かつ短時間で監査を実施したいと思っておりますので、次の事項についてご協力をお願いいたします。

### (1) 検査員について

検査員は、原則、2名体制（施設運営・職員処遇担当1名、利用者支援担当1名）としています。ただし、必要に応じて、同行者を追加することもあります。

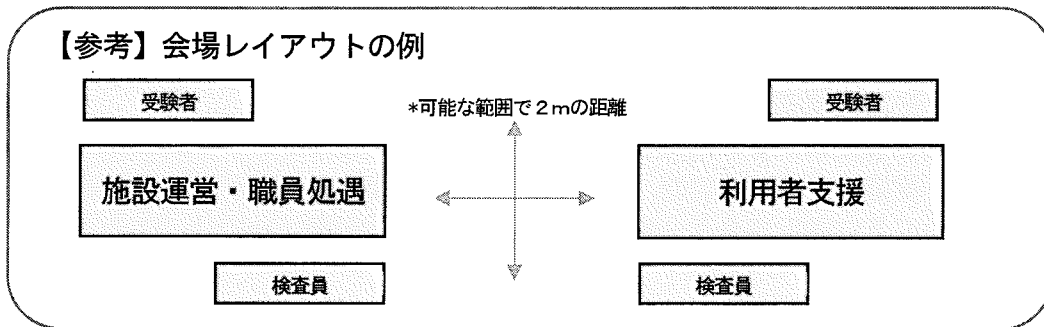
(参考：施設あて監査実施通知抜粋)

施設入館時に、感染防止対策等に関して指示事項などがありましたら、お知らせください。

検査員は、日々の検温記録（起床時、就寝時）を携行していますので、必要があれば提示を求めてください。

## (2) 監査会場について

可能な限り、換気ができる独立した部屋のご用意をお願いします。（机等の間隔は、人との距離が2m（最低1m）空け、併せて、会話をする際に、真正面とならないようなレイアウトを確保）



## (3) 実地指導監査提示書類

監査を効率的に進行できるように、提示書類は、すべて監査開始前までに監査会場に搬入しておいてくださるようお願いします。

## (4) 当日の進め方

令和2年度においては、例年、実施させていただいている施設内のラウンドは実施せず、監査開始時のあいさつに引き続き、書類の確認をさせていただきます。

なお、書類の確認時は、常時、貴施設職員の立ち合いは求めず、確認事項や質問等について、できる限り、書類確認後にまとめてヒアリングしたいと考えていますが、状況によっては、都度、説明を求めることもありますので、よろしくをお願いします。

### ◎基本的なスケジュールイメージ

9：30	あいさつ、日程説明	立会	2名程度
9：40	書類点検	立会	なし
(11：50～13：10 昼休憩)			
14：30	確認事項等のヒアリング	立会	施設運営・職員処遇 1名程度 利用者支援 1名程度
15：00	監査結果打合せ		
15：10	講評（質疑応答含む）	立会	2名程度
15：20	監査終了		

※ デイサービス、ショートステイは指導監査の対象ではありませんので、関係職員と同席は必要ありません。